

令和6年度第2回恵那市介護保険運営協議会議事録

I 日時 令和7年2月27日（木）午後1時30分～午後2時30分

II 場所 恵那市役所北庁舎会議室

III 審議委員 安部俊一会長、田中繁寿副会長、
遠山恒宏委員、鈴木裕子委員、上野たき子委員、
松原淑明委員、鈴木弘二委員、西尾由香委員、
山本徳二委員、島崎太郎委員、坪井弥栄子委員
（欠席） 大木八重子委員、前野禎委員、野田充委員、安藤貴之委員、
勝由美子委員、鈴木隆文委員、三宅弘文委員

IV 傍聴者 2名

V 次第

1. 開会

2. 議事（報告事項）

（1）介護保険事業の実施状況について

（2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について

（3）保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について

3. その他

①第3次恵那市総合計画 骨子（案）について

②介護保険料等における基準額の調整について

4. 閉会

VI 議事録

1. 開会

■事務局

資料の確認をする。事前に郵送している。使用する資料は2点で、恵那市介護保険運営協議会の資料、恵那市地域密着型サービス運営委員会の資料。不足していれば知らせてほしい。定刻なので開会する。

委員の交代があった。14番安藤委員が選出団体から申し出があったので交代となる。任期は規則第3条3により令和7年3月末までとなる。

本日、欠席は 2 番大木委員、7 番前野委員、12 番野田委員、14 番安藤委員、15 番勝委員、16 番鈴木委員、18 番三宅委員。

本日の会議は恵那市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、原則公開とし会議録を公開する。会議終了は 3 時頃の予定である。

■安部会長

寒波が去り会議にはちょうどいい気候だ。本日はありがとうございます。7 月の第 1 回に続き、第 2 回目の協議会である。たくさん話がある。交付金、介護保険料についても話がある。十分な説明と討議をお願いします。

■事務局 これより会長が進行する。

2. 議事〔報告事項〕

(1) 介護保険事業の実施状況について

〔事務局から資料に基づき説明〕

■議長（会長） 質問等あればお願いします。

■委員

6 ページ④介護給付費の推移、令和 6 年計画と見込の差があるが、見込が増えた場合どのような財政負担になるのか。

■事務局 計画の額は 9 期の計画書に基づいた金額を載せている。予算額とは別な事業費になる。見込した額で予算は確保してある。

■委員

5 ページ、在宅の居住と在宅はどう違うのか。

■事務局 施設系は特養、老健で、その中の在宅のうち居住サービスとは、グループホームや有料老人ホームのように、自宅ではないがそこで暮らしているということ。

■委員

3 ページ、令和 2～6 年で、高齢者数が減り認定者数が減っているが介護費用が上がっているのは、人件費が上がっているとかサービス内容を手厚くしようとしているということなのか。

■事務局 人数が減っているが 1 人当たりの費用が上がっている。考えられる要因は、同じ介護サービスでも、施設入所している人には費用がかかる。在宅や居宅サービスだと 1 人当たり費用が少なくなる。施設を使う人が増えると 1 人当たり費用が増える。それと、令和 6 年 4 月に報酬改定が行われ、人件費、サービス提供や物価高騰に対して事業

所に払う費用を増額した。それにより 1 人当たり費用が上がった。現状に変更がなければ、令和 6、7、8 年度は同じぐらいの給付費で推移すると予想する。

■議長（会長）

他にないか。なければ承認を求める。議事（1）について承認の方は挙手をお願いします。

〔 全員挙手 〕

■議長（会長） 全会一致で承認とする。

（2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

■議長（会長） 質疑はあるか。

■委員

みさと愛の会ですが、地域ケア推進会議について、年間 24 回で、各自治区で年 2 回。6 月ぐらいに第 1 回があるが、そのときは前年度の点検反省と今年度の取組をやる。次の開催は 2、3 月。その中間での会議を新しく設けて、洗い出しをしたときの進捗度や、各議題に対しどれだけ進んでいるか、これにもう少し力を入れた方がいい意見が出てくるのではないかと。中間に会議を開催して、最後の会議で検討結果や、もう少し奥ぶかい浸透した意見が出るように開催していただきたい。

■事務局 新しい取組になって今年度初めてなので、反省、評価を含め、来年度早々にでも関係事務局で集まる予定なので、今の意見を参考にして来年度の計画を立てたい。

■議長（会長）

高齢者安心見守り項目の中に GPS 機器購入があるが、これは徘徊する高齢者に持たせて場所を分かるようにするというので、実際にやっている人はいるのか。

■事務局 GPS 購入の一部助成は、対象者は、あんしん見守り登録の対象者、あるいは認知症等で徘徊の恐れのある人。今年度の新規事業で、GPS 購入に 1 万円まで市が補助することになる。実物は、キーホルダーのようなものをイメージしていただきたい。それを普段身に付けていただき外出しても位置が分かる。今年度予算化しているが、購入した人がいないので、実績としては 0 人になっている。包括支援センターの相談の中で対象者には案内していく。

■委員

説明にはないかもしれないが、高齢者が施設に入りたいと希望があったとき、保証人が要と思う。一人暮らしの人が病院に入るとき、家族がいない場合、地域包括支援センターなどで何か助けていただく仕組みはあるか。

■事務局 身寄りのない方について、近隣の親族に当たり、それでもいない場合、最終的には、恵那市の福祉事務所長、具体的には高齢福祉係が身元引受人になり、施設等に入所していただく。ただそれは本当に最後の手段。まずは家族親族、包括支援センターも一緒になって話を進めていきたい。

■委員

今の話で、私の扱っている人は、息子さんが遠方で、施設や病院に入るときそこから来てもらって手続きをするという方法しかないか。

■事務局 本人の状態によるが、意思がはっきりしていて直筆できるようなら契約できるが、ご家族しかできないこともあるので、できるだけ来ていただいて父母の現状を見ていただくようお願いする。それでも来れないときは、私たちもお手伝いはするが、できないこともある。医療に関してはできないことが多い。家族と相談しながら、ケース・バイ・ケースになる。判断能力が低下している人は、後見制度を勧めたりもする。

■委員

本人はしっかりしているが、息子さんが自営なので、経済的なこともあり、急に来るのが無理なので、本人が息子さんの居住地に行った方がいいのかと言っている。そこに行くにしても、施設に入るには住所を移さないといけないということはないか。分からなくて悩んでいる。

■事務局 施設もいろいろある。恵那の人が息子さんの近所の施設に入りたい場合は、住所地特例という制度がある。恵那市の保険に加入したまま向こうに住む形になる。そうすると、その人の入所費用は恵那市の保険料から賄われる。他市の人が恵那の施設に入る場合はその市の保険料で入所する。直接入ることもできる。施設に相談しながらになる。

■委員

関連して、他市から恵那に来た人がいる。息子さんたちが市内にいたので住所を移して施設に入ってもらおうと愛の会のいきいき教室が使えるが、他市から直接施設に入ったので、その市の介護保険を使うことになり、その市にはいきいき教室がない。それで教室はお断りした。そういうところがもう少し緩やかにできないのか。

■事務局 その辺りは制度のことだが、一般的な介護サービスでは、各市が国保連を通じて給付をお支払いするので、どこに住んでいても国保連から請求が来て払う形になる。いきいき教室のように総合事業と言われているものについては、他市の方が恵那の住所地特例外の施設に来て恵那の総合事業を使った場合、恵那市がそれを持つ形になる。そこは国保連としても、その市に請求することはできないと思う。移転を受けた住所地のある市が負担するということになる、お互い様という考え方になる。もし市内のいきいき教室を使う場合は、利用者の一人として恵那市に請求いただき、恵那市から支払うことになるので先ほどの話はOKになる。

■委員

知らなかった。その市では総合事業をやってないのでだめですと言われた。

■事務局 グレーゾーンで難しい話だ。本来他市の介護保険にかかっているなら、その人が恵那市に来ていても、実際にかかった費用を他市に請求できればいいが、制度上、みさと愛の会が他市に請求する術がない。本来介護のサービスを使いたい場合は他市が給付を行わなければならない。これを例外としてあまり広く認めると、恵那市の介護保険料が増えてしまう。他市の方が任意事業であるみさと愛の会のような活動を認めていて給付も行なうという話があれば一番制度的には分かりやすいと思うが、恵那市で使った分だけ恵那市の介護保険料から賄わなければならない、そこが制度上難しいところだ。今後国の対応を見ながらになるが、費用的にそういう背景があることを承知いただきたい。

■委員

これからそういうことがどんどん出てくるかもしれない。国とやりとりしていただき、そういう人も受け入れられるように、介護予防のためなのでお願いしたい。

■議長（会長）

ほかになれば承認を求める。議事（２）について承認の方は挙手をお願いします。

〔 全員挙手 〕

■議長（会長） 全会一致で承認された。

（３）保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

■議長（会長） 保険者努力を点数化するのは大変でどう評価するのかと思うが、これが交付金の決定額に影響するとなると頑張ってほしい。意見はあるか。

〔 挙手及び発言する者なし 〕

■議長（会長） ほかになければ承認を求める。議事（３）について承認の方は挙手をお願いします。

〔 全員挙手 〕

■議長（会長） 全会一致で承認された。

３. その他

①第３次恵那市総合計画 骨子（案）について

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

■議長（会長） 意見、質問はあるか。

■委員

恵那市の魅力、静かに暮らせる環境が良いと 9 ページに書いてある。私が聞いたことだが、リニアが走るようになると、トンネルに入るときに結構な音がして、昼夜問わず何本も大井町長島町を抜けると、そういう音が将来すごく響くまちになるのではないかと思っている。市ではどういう感覚を持っているか。

■議長（会長） どこを通るのか。

■委員

大井町から長島町に入る。トンネル入るときにすごい音がすると言われる。ポーン、ポーンと音が鳴るらしいと聞いている。

■事務局 リニア事業の直接の担当者がいないので話しづらいが、JRや担当課が説明している。音が響くところでは防護壁で囲ったりして対策するという事で地元には了承いただいて進めている。ただ、市としてもリニアは何十年に一度の機会だと捉えており、まちづくりに活用したいという考えでいる。都市間連絡道路の整備、瑞恵バイパスの二車線化も併せて恵那市の活性化には繋げていくよう取り組んでいる。静かに暮らすというところとは相反するかもしれないが、走ってみないと分からない部分もあり、困るような話であれば、JRと協議を進めながら対策を行う必要が出てくるかもしれないが、今の段階では対策をしながら活用したいということで進んでいる。

■委員

基本方針 2、障がい者福祉。障がい者が施設に入っていて、65 歳になると施設を出なくてはならないと聞く。これは国の方針なのか。

■事務局 障がい者福祉も医療保険もそうだが、65 歳を過ぎたら何よりも介護保険を優先して使いなさいということが国からの通達。医療サービスと介護サービスで同じメニューがあれば介護を使う。高齢者もこちらのサービスを使うことになる。障がい者施設に入っている、介護申請をして介護度が出れば、障がい者施設を出て介護の施設に入るのが原則。ただ、原則なので、本人の状況で介護の申請をしても介護度が出ないとか元気な方は、介護保険が使えないので、継続で障がい施設に入っていてもらうことになる。ケース・バイ・ケースになる。

■事務局 障がいサービスと介護サービス。あるいは子どもの福祉から大人になるときにどうするか、そこが重層的支援と言われている。障がいのある人が高齢者になったとき、障がいの分野と高齢の分野が情報共有して連携してサービスを提供することが大事だと思っている。基本計画で重層的支援についてしっかり記載していく。

■議長（会長） 中津川市は、中京学院大学が多治見に移転することを中津川市では衝撃

をもって受け止めている。マンパワーやサービスの点でも。急に知ったが、大学では計画は前からあったと思う。それを捉えきれず何も知らず進んでしまったのが反省になっているようだ。ぜひ視野を広く持っているいろいろな方面に当たりながら計画を進めてほしい。

救急医療について。年末にインフルエンザの大流行で、中津川市と恵那市の救急体制が多少違うので、その違っているところがイビツな形で、中津川市にしわ寄せが来たりということがあった。中津川市と恵那市の救急医療体制は、開業医の医師会も基幹病院も含めて平準化していかないといけないということを医師会でも考えている。市民からも後押しして良い救急体制ができるように医師会としては考えている。

②介護保険料等における基準額の調整について

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

■議長（会長） 少し負担が減る人が出てくるという話だ。質問はあるか。

〔 挙手及び発言する者なし 〕

4. 閉会

■議長（会長）

これで第2回恵那市介護保険運営協議会を閉会する。